

附 則

- 1 本学則は、昭和42年4月1日から施行する。  
附 則（昭和46年4月1日改正）
- 1 本学則は、昭和46年4月1日から施行する。  
附 則（昭和48年4月1日改正）
- 1 本学則は、昭和48年4月1日から施行する。  
附 則（昭和52年4月1日改正）
- 1 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。  
附 則（昭和54年4月1日改正）
- 1 本学則は、昭和54年4月1日から施行する。  
附 則（昭和55年4月1日改正）
- 1 本学則は、昭和55年4月1日から施行する。  
附 則（昭和56年4月1日改正）
- 1 本学則は、昭和56年4月1日から施行する。  
附 則（昭和57年4月1日改正）
- 1 本学則は、昭和57年4月1日から施行する。  
附 則（昭和58年4月1日改正）
- 1 本学則は、昭和58年4月1日から施行する。  
附 則（昭和59年4月1日改正）
- 1 本学則は、昭和59年4月1日から施行する。  
附 則（昭和60年4月1日改正）
- 1 本学則は、昭和60年4月1日から施行する。  
附 則（昭和61年4月1日改正）
- 1 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。  
附 則（昭和62年4月1日改正）
- 1 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。  
附 則（昭和63年4月1日改正）
- 1 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。  
附 則（平成元年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成元年4月1日から施行する。  
附 則（平成2年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成2年4月1日から施行する。  
附 則（平成3年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。  
附 則（平成3年11月12日改正）
- 1 本学則は、平成3年11月12日から施行し、平成3年10月1日から適用する。  
附 則（平成4年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。  
附 則（平成5年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成5年4月1日から施行する。  
附 則（平成6年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。  
附 則（平成7年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成7年4月1日から施行する。  
附 則（平成8年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成8年4月1日から施行する。  
附 則（平成9年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。  
附 則（平成10年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成10年4月1日から施行する。  
附 則（平成11年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成11年4月1日から施行する。  
附 則（平成12年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。  
附 則（平成13年4月26日改正）
- 1 本学則は、平成13年4月26日から施行し、平成13年4月1日から適用する。  
附 則（平成14年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。  
附 則（平成15年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。  
附 則（平成16年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 外国語学研究科英語英文学専攻博士前期課程及び博士後期課程の学生募集を平成23年4月1日から停止する。

- 3 本学則は、施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る研究科、専攻の組織、教育課程、修了要件等については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 理学研究科情報科学専攻、化学専攻及び生物科学専攻の博士前期課程及び博士後期課程の学生募集を平成28年4月1日から停止する。

- 3 本学則は、施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る研究科、専攻の組織、教育課程、修了要件等については、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 法務研究科法務専攻専門職学位課程の学生募集を平成28年4月1日から停止する。
- 3 本学則第5条の規定にかかわらず、学生募集を停止する法務研究科法務専攻専門職学位課程の平成28年度から平成30年度までの各年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	専門職学位課程		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
法務研究科	法務専攻	41	16	0

附 則（平成28年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科機械工学専攻、電気電子情報工学専攻、応用化学専攻及び経営工学専攻の博士前期課程及び博士後期課程の学生募集を平成31年4月1日から停止する。

- 3 本学則は、施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る研究科、専攻の組織、教育課程、修了要件等については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）

- 1 本学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日改正）

- 1 本学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日改正）

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 教育課程及び履修方法

(掲載省略)

別表2 教育職員免許状の種類

(掲載省略)

別表3 令和4年度 授業料、履修費、聴講料その他の学費

授業料等(博士前期課程、博士後期課程)

(単位：円)

区分	研究科	令和2・3年度 入学生適用	令和4年度 入学生適用	備考		
入学検定料	全研究科		35,000			
入学金	法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 外国語学研究科 人間科学研究科 理学研究科 工学研究科 歴史民俗資料学 研究科	博士前期課程	250,000			
	法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 外国語学研究科 人間科学研究科 理学研究科 工学研究科 歴史民俗資料学 研究科	博士後期課程	250,000			
授業料	法学研究科	博士前期課程	500,000	500,000		
		博士後期課程				
	経済学研究科	博士前期課程				
		博士後期課程				
	経営学研究科	博士前期課程				
		博士後期課程				
	外国語学研究科	博士前期課程				
		博士後期課程				
	人間科学研究科	博士前期課程				
		博士後期課程				
	理学研究科	博士前期課程			720,000	720,000
		博士後期課程				

	工 学 研 究 科	博士前期課程						
		博士後期課程						
	歴 史 民 俗 資 料 学 研 究 科	博士前期課程	500,000	500,000				
		博士後期課程						
演 習 費	法 学 研 究 科	博士前期課程	25,000	25,000				
		博士後期課程						
	経 済 学 研 究 科	博士前期課程						
		博士後期課程						
	経 営 学 研 究 科	博士前期課程						
		博士後期課程						
	外 国 語 学 研 究 科	博士前期課程						
		博士後期課程						
人 間 科 学 研 究 科	博士前期課程							
	博士後期課程							
歴 史 民 俗 資 料 学 研 究 科	博士前期課程							
	博士後期課程							
実 験 実 習 費	理 学 研 究 科	博士前期課程	95,000	95,000				
		博士後期課程						
	工 学 研 究 科	博士前期課程						
		博士後期課程						
施 設 設 備 資 金	法 学 研 究 科	博士前期課程	160,000	160,000				
		博士後期課程						
	経 済 学 研 究 科	博士前期課程						
		博士後期課程						
	経 営 学 研 究 科	博士前期課程						
		博士後期課程						
	外 国 語 学 研 究 科	博士前期課程						
		博士後期課程						
	人 間 科 学 研 究 科	博士前期課程						
		博士後期課程						
	理 学 研 究 科	博士前期課程				230,000	230,000	
		博士後期課程						
工 学 研 究 科	博士前期課程							
	博士後期課程							
歴 史 民 俗 資 料 学 研 究 科	博士前期課程	160,000	160,000					
	博士後期課程							

(注) 本学卒業生および本大学院博士前期課程または専門職学位課程修了者に限り「入学金」と「施設設備資金」は表欄中の金額の半額である。ただし、本学卒業生および本大学院博士前期課程または専門職学位課程修了者で、博士後期課程に入学する者の「入学金」は無料である。

授業料等(専門職学位課程)

区 分	研 究 科	学 費	備 考
授 業 料			
施 設 設 備 資 金			

履修費、聴講料

科目等履修費(1単位につき)	27,000
法学研究科 科目等履修費(コース登録制)	190,000
聴講料(1単位につき)	13,000

研究生研究費(大学院)

研 究 科	年間学費	半期学費
法学・経済学・経営学・外国語学・人間科学・歴史民俗資料学研究科	420,000	210,000
理学・工学研究科	535,000	267,500